

財 務 省

1. 燃料課税の見直しについて

- (1) 「地球温暖化対策税」(環境税)については重要政策課題である事を認識しているが、事業者独自として環境対策の取り組みを行なっている(低燃費機材への更新・代替燃料の開発・排出量抑制に繋がる効率化など)場合のインセンティブや、モーダルシフトによるCO₂排出削減の効果を高めるためにも、交通運輸事業者への緩和措置に対して、免税・還付措置を拡充されたい。

【回答】

地球温暖化対策税については、我が国のCO₂排出量の約2割が運輸燃料からの排出であることは承知しているが、他の産業部門も含めて、広く薄く負担していただくのが原則である。

- (2) 揮発油税・軽油引取税等の燃料課税については、道路特定財源から一般財源化され、課税根拠は喪失したにもかかわらず、抜本改正はされていない。加えて、当面の道路整備の財源不足への手当てとして課せられてきた暫定税率も「当分の間税率」と名前を変えて現在も徴収され続けている。一方で、農業用・船舶用等は道路整備と直接関係ないことから課税免除されてきたが、一般財源化された現在も税の公平性を欠く状況が続いている。

したがって、課税根拠を失った燃料課税について抜本的な見直しをされたい。また、必要な道路整備を行った上で、なお余剰が生じるのであれば、当面の措置として、「当分の間」税率を本則税率に戻されたい。あわせて、震災対策として凍結されたトリガー条項については、復興税として財源が確保されていることから、早急に凍結解除されたい。

【回答】

燃料課税の税率水準については、環境という観点、厳しい財政事情を考え合わせると、現行の税率水準については維持させていただきたい。

2. 自動車関係諸税の抜本的な見直し等について

自動車には9種類の税金が課せられ、税負担額も自動車全体で年間7.7兆円と租税収入の約1割を占めていることから、税体系を「取得」「保有」「走行」の段階ごとに簡素化するとともに、負担軽減など抜本的な見直しを図られたい。

【回答】

車体課税については、平成26年度税制改正においても相当議論になり、自動車取

得税についてこの4月から税率の引き下げを実施することとなった。加えて、消費税率の10%への引き上げの際には自動車取得税については廃止することが決定済みである。その意味で、税の簡素化や負担の軽減については一定の配慮をしていると考えている。

ただ、車というのは、国、地方を通じ、道路のみではなく、環境や交通対策など様々な関係にかかるものである。そういったものの負担の部分については、やはり自動車利用者が負担をせざるを得ないと考えている。

3. 税関官署間の対応の標準化について

(1) 税関官署間で、申告手続きの取り扱いや必要書類等で対応が異なっている場合がある。については、可能な限り効率的・合理的な方法を検討し対応の標準化に取り組まれない。

(具体的事項)

- ① 担当税関職員が会議や長期休暇で不在のため、申告中の案件が進展しないといった事例がある。担当者が不在であっても、他の税関職員へ引き継ぐ等、迅速な申告手続きが可能となる柔軟な対応を図られたい。

【回答】

担当職員が会議等で不在になる場合には、必要に応じて、適切に他の職員に引き継ぐと承知している。貨物の引き取りを急ぐ等個別の事情がある場合には、申告先の税関へ個別にご相談願いたい。

- ② 成田空港において、夜間到着貨物で暫定8条等の減免税の適用を受ける場合、関西空港での対応のように、予備審査なしに夜間の減免本申告の受付ができるよう対応を図られたい。

【回答】

成田空港においては、引き継ぎ申告件数が非常に多く、暫定8条の適用を受ける場合でも、予備申告については審査に時間を要することが多いため、適正かつ迅速な通関を確保するためにも、税関職員が多く勤務している開庁時間内に可能な限り予備審査を終えるよう協力を受けているところである。

ただし、夜間到着貨物等であっても、引き取りを急ぐなど個別の事情がある場合には、事前に税関窓口にご相談願いたい。

- ③ 税番変更によって加算税が発生する場合もあることから、税番変更に関わる全ての情報の速やかな開示と幅広い周知に引き続き取り組まれない。

【回答】

関税分類については、統一的に適用するという観点から、各種の連絡会や窓口で

の情報提供を実施してきており、引き続き適正な周知等に取り組んでいきたいと考えている。

事前教示の回答事例や有用な分類事例については、税関のホームページに掲載するようにしており、回答書に記載された有効期限（最長で発出日から3年間）内は、評価申告及び輸入（納税）申告の審査の際に尊重されるので、こういったものをご活用願いたい。

- ④ ベアリングの輸入時報復関税をめぐる原産地証明書提出に関して、大阪税関、神戸税関で原産地証明書が必須か否かといった指導見解が異なるケースがあったり、対応に苦慮した。ついては、見解の統一に向けた指導を徹底されたい。

【回答】

個別通達では原産地証明書の提出を原則としており、原産国において原産地証明書の発給体制が整備されていない場合等については、仕入れ書等で原産地を確認するというようにしている。この個別通達に沿った運用がされていると承知をしているが、個別の事案があるのであれば、具体的にご教示願いたい。

- ⑤ 航空貨物の税関官署では些細な理由（インボイスの金額間違いなど）の場合、税関職員に口頭説明で修正申告が可能であるが、海上貨物の税関官署では些細な理由であっても理由書の提出を求められるため、顧客への説明に苦慮している。些細な理由の場合には、口頭説明にて修正申告が可能となるよう対応の統一を図られたい。

また、事後調査での修正申告を行う際に、航空貨物の税関官署では修正申告書に様式第5表（輸入（納税）申告別不足関税額等一覧表）を添付することで受理されるが、海上貨物の税関官署では合わせて輸入申告書及び許可書の添付を求められる。事後調査の時点で輸入申告書・許可書の確認が行われているにもかかわらず、海上部門のみ再度書類の提出を求められることの理由を明らかにされたい。

【回答】

修正申告を行う場合は、法令による修正申告書の提出が定められているが、理由書の提出というのは、法令上の義務では無い。ついては、まず現状を把握した上で、必要があれば税関の対応が統一されるように努めたい。

他方、修正の理由が複雑な場合等については、効率的に事務処理を行う観点からも、修正理由等を記載していただいた書面が提出されることで、結果的に速やかな処理となる場合もある。

事後調査にかかる修正申告については、基本的には海上貨物の官署であっても、修正申告書に第5表を添付することで認めていると承知をしているが、修正申告に際して、輸入許可書等を確認する必要がある場合には、これらの書類を提出してい

ることもあると聞いている。

基本は海上官署であっても、不足税額一覧表を添付することで、修正申告を認めていると承知しており、具体的な事例があれば報告するなど、各税関にお問い合わせ願いたい。

(2) 同一商品に対する税関官署間の関税率の見解統一に向けた仕組みの導入について

同一商品を輸入する場合、税関官署によって商品に対する見解が異なる場面が散見され、全く同一の商品を輸入しても申告税関官署によって関税率が異なる場合も見受けられる。それにより、通関現場で荷主に対して理由が説明できず困惑していることから、見解が異なるような事象を発生させないよう税関官署間における見解を統一させる仕組みの導入に取り組まれない。

【回答】

関税分類の統一的適用確保という観点から、税関内部での協議体制については整えているところである。これは関税法の基本通達にも規定をしており、輸入者や輸入を実際申告をかける側に対しては事前教示制度というものがあり、文書で照会を行うことにより、その回答書を税関が書面で出しており、輸入申告の審査上どこの税関で照会をして回答を出しても、申告と同様に尊重されるので、事前教示制度の活用等もご検討願いたい。

【要望】

税関官署間の対応の標準化についての同一商品に対する税関官署間の関税率の見解統一に向けた仕組みの導入について、内容としては基本的には事前教示制度やHPの活用をすすめてもらったが、事前教示制度は多くの荷主が活用しており、ケースによっては大阪の税関に事前教示を受けた内容で成田で申告をしようと思ったときに、その解釈は当該箇所を通らないようなことがあると聞いている。については本来はその事実は無いかという確認と、実際にあった場合には、個別に相談したらよいかを伺いたい。

【回答】

事前教示制度については、その内容を輸入申告の審査上尊重すると特に事前教示を取った税関においてのみ有効だということではなく、ものの性質によると認識している。仮に事前教示の照会をしたものと異なるものが輸入されている場合、審査や検査の段階でわかったものについては、事前教示だと説明されても、実際に来た現物が違うのであれば、取り扱いとしては別の取り扱いになることがある。

そうでない場合については、基本的に事前教示自体の回答を変更とか撤回をするべき案件と認識した場合、それはしかるべく関係部門のほうで協議をさせていただく話につき、通常ないものと考えている。そういう場合の個別相談については、各税関、

関税監査部門への問い合わせ（成田の場合、本館）を行うことになるので、事前教示の回答の番号を確認の上、相談を願いたい。

(3) 輸出通関申告官署の一元化について

一般輸出申告については、通関業者が認定通関業者であるか否かに関わらず、貨物が搬入された、または、搬入予定の保税地域を管轄する税関官署あてに申告することとなっている。特定輸出者の承認を受けている大手荷主のみならず、中小荷主も認定通関業者の利用により申告先官署の一元化が可能となり、業務の効率化が実現され、京浜港（東京税関と横浜税関）のように、複数の税関の管轄区域に跨っている地区において申告官署の一元化が図れることは大きなメリットとなる。2013年6月5日の規制改革会議（内閣府所管）において、「少なくとも特定輸出申告については、船積地にかかわらず一元的にNACCSに申告することによって輸出通関手続が完了するよう具体的に検討すべきではないか」という答申が出され、「平成25年度に検討・結論」となっているが、申告官署の一元化の検討対象に認定通関業者の行う一般輸出申告も含めていただきたい。

【回答】

輸出通関申告官署の一元化については、昨年6月14日に閣議決定をされた規制改革実施計画に盛り込まれているものである。平成25年度中に関税局で検討した結果、現在の貨物が置かれている場所に申告をするという原則は維持しつつ、AEO事業者が関与する申告、具体的に申し上げればAEO輸出者にかかる輸出申告や、AEO輸入者にかかる輸入申告、AEO通関業者の方が取り扱う輸出入申告を対象として、申告官署が非当地官署でも申告を特例的に認めるということで、4月14日から全国14か所において、自由化にかかる説明会を開催しているところである。

要望にある認定通関業者が行う一般輸出申告も含めることに関しては、対象とする方向で今後検討を進めて行きたい。

(4) 海上貨物の空港施設における蔵置及び通関について

法令上、空港内に海上貨物の蔵置を認めない規定は無いが、成田・羽田空港地区において、海上貨物を蔵置し、成田・羽田税関あての輸出入申告を行うことは認められていない。各フォワーダーの物流施設が多数立地している空港内や空港周辺施設の有効活用が図られるとともに、荷主にとっても、航空貨物と海上貨物の搬入先が一元化できることから、海上貨物を成田・羽田税関に申告することができない理由を明らかにされたい。

今後、空港内に海上貨物を蔵置し、空港内の各税関に申告することができるよう対応を図られたい。

【回答】

現状、成田・羽田では、海上システムが導入されていないために、海上システムを利用した輸出入申告を行うことは不可となっている。海上貨物についても、成田・羽田空港地区に申告できるようにしてほしいという要望があることについては、承らせていただく。

【要望】

成田地区における、海上の貨物の通関については、先日国土交通省航空局にも伺ったところ、国際化に向けて、国交省としても力を入れていくという話があった。今後、羽田の国際化に伴って、羽田地区というのは物流業者、通関業者にとって、重要な戦略拠点になり得ると考えております。したがって、羽田で海上貨物と航空貨物を一元的にそこで通関を切り換えてというような要望は、これから増えてくることが予想されるため、羽田地区においてのシステム導入を前向きに検討いただきたい。

【回答】

先ほど申し上げたとおり、現状不可となっているが、羽田のそういう要望があるのであれば、今後羽田空港近辺の周辺の上屋等の状況や、貨物の取り扱いの状況などを踏まえて今後必要があれば検討していく。

4. 免税品の取り扱い拡大について

旅行の動機にもつながることから、免税品目及び額の拡大を図られたい。また、国内での消費増大にも貢献することから、海外より帰国後の到着空港においての免税品の購入も可能となるよう取り組まれたい。

【回答】

この免税制度の品目及び額の拡大については、まず海外旅行者と非海外旅行者、その両者の税負担の不公平感を免税範囲を拡大すると、不公平感を広げることになりかねないということと、関税の性格上、国内産業の保護があり、この免税品目や額の拡大については、関税の国内産業の保護の機能に影響を与えるといった問題があるため、慎重に検討をすべきものと考えている。

入国旅客の携帯品の免税制度は、入国旅客の事務負担、通関にかかる事務負担の軽減や税関における円滑な通関処理を維持することを目的として、入国旅客が入国の際に自ら携帯して我が国に持ち込む物品であり、その一定範囲の旅行中に使用する身の回り品や、外国において購入した土産品に限って関税等を免除する制度である。

したがって、入国旅客が国内において購入する物品を、到着ターミナル店舗で購入するということは、国内の店舗で買うのと同じである。国内において購入する物

品を対象とすることについては、入国旅客の携帯品の免税制度の趣旨に相容れないものと考えているため、受け入れ難いところである。

【要望】

今回の要請は、観光庁が観光立国の取り組みを本格化し、2020年に訪日外客数2000万人を目指すにあたり、2ウェイツーリズムが実現したことによって、観光立国実現にむけて前進できるというのが議論経緯のもとにある。回答いただいた内容は重々承知はしてはいるものの、観光庁とも相互連携の上、取り組んでいただきたい。

【回答】

要求にいたる経緯については了承した。これまでも入国時、到着ターミナルの中に店舗を設けてそこで購入したものも免税対象とする要望を、過去に観光庁から聞いているが、その際も同様の主旨により、実現には至っていないが必要に応じて伝えていきたい。